

エクスプレス予約サービスに関する特約等の改定内容

※改定の全文は、平成 26 年 8 月 1 日以降、規約・特約のページをご確認ください。

現 行	改 正
<p data-bbox="174 288 741 320">【個人会員様・一般法人様・特別法人会員様】</p> <p data-bbox="389 360 880 392">JR 東海エクスプレスサービス会員規約</p> <p data-bbox="593 432 676 464">(前略)</p> <p data-bbox="174 504 456 536">(第 5 条：会員の義務)</p> <p data-bbox="203 544 1108 608">1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。</p> <p data-bbox="613 647 696 679">(中略)</p> <p data-bbox="203 719 1108 823">3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。</p> <p data-bbox="577 1414 689 1445">(以下略)</p>	<p data-bbox="1146 288 1677 320">【個人会員様一般法人様・特別法人会員様】</p> <p data-bbox="1361 360 1852 392">JR 東海エクスプレスサービス会員規約</p> <p data-bbox="1565 432 1648 464">(前略)</p> <p data-bbox="1146 504 1429 536">(第 5 条：会員の義務)</p> <p data-bbox="1176 544 2080 608">1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。</p> <p data-bbox="1585 647 1668 679">(中略)</p> <p data-bbox="1176 719 2080 823">3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。</p> <p data-bbox="1146 871 1615 903"><u>(第 5 条の 2：会員の問い合わせ窓口)</u></p> <p data-bbox="1160 911 2076 1015"><u>1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示します。</u></p> <p data-bbox="1160 1054 2076 1190"><u>2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。</u></p> <p data-bbox="1160 1230 2076 1342"><u>3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。</u></p> <p data-bbox="1550 1414 1662 1445">(以下略)</p>

エクスプレス予約サービスに関する特約

(前略)

(第5条：回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員が JR 東海エクスプレスサービス会員登録を行う際に会員番号を入力した会員規約第2条第1項記載の各会員規約に基づき発行されるカード（以下「会員のエクスプレス・カード」という。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能額による制限を受けます。
2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のエクスプレス・カードにより決済することとします。

(中略)

6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

(中略)

(第7条：受取)

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

エクスプレス予約サービスに関する特約

(前略)

(第5条：回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員が JR 東海エクスプレスサービス会員登録を行う際に会員番号を入力した会員規約第2条第1項記載の各会員規約に基づき発行されるカード（以下「会員のエクスプレス・カード」という。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能額による制限を受けます。
2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のエクスプレス・カードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。したがって、会員の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能額による制限を受ける場合があるものとします。

(中略)

6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定める JR 東海エクスプレス予約 カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

(中略)

(第7条：受取)

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日に会員から請求があったものとみなして払戻を行います。なお、この場合、当社が行う払戻は、会員のエクスプレス・カードにより決済することとし、現金による取扱いはいたしません。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行いません。

(中略)

(第9条：変更の可能性)

当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更起因して、会員又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) 第3条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第4条の申込方法
- (3) 第5条第6項の顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約

(前略)

第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サ

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(中略)

(第9条：変更の可能性)

当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更起因して、会員又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) 第3条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第4条の申込方法
- (3) 顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約

(前略)

第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サ

ービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 限度額は、当該指定クレジットカード利用 限度額による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第 4 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【ビュー・エクスプレス会員様】

J R 東海エクスプレスサービス会員規約 (ビューカード会員用)

(前略)

(第 5 条：会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

ービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 可能額は、当該指定クレジットカード利用 可能枠による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第 4 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【ビュー・エクスプレス会員様】

J R 東海エクスプレスサービス会員規約 (ビューカード会員用)

(前略)

(第 5 条：会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

(中略)

3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとします。

(以下略)

エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）

(前略)

(第5条：回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員がJR東海エクスプレスサービスの利用開始申込を行う際に会員番号を入力したビューカード（以下「会員のビューカード」という。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のビューカード利用限度額による制限を受けます。
2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員

(中略)

3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとします。

(第5条の2：会員の問い合わせ窓口)

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

(以下略)

エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）

(前略)

(第5条：回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員がJR東海エクスプレスサービスの利用開始申込を行う際に会員番号を入力したビューカード（以下「会員のビューカード」という。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のビューカード利用可能枠による制限を受けます。
2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員

のビューカードにより決済することとします。

(中略)

6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

(中略)

(第7条：受取)

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間が残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日に会員から請求があったものとみなして払戻を行います。なお、この場合、当社が行う払戻は、会員のビューカードにより決済することとし、現金による取扱いはいたしません。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行いません。

のビューカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。したがって、会員の本サービスにより変更後の乗車券類購入可能額は、会員のビューカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

(中略)

6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定めるJR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

(中略)

(第7条：受取)

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(中略)

(第9条：変更の可能性)

当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更起因して、会員又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) 第3条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第4条の申込方法
- (3) 第5条第6項の顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約（ビューカード個人会員用）

(前略)

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 限度額は、当該指定クレジットカード利用 限度額による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出が

(中略)

(第9条：変更の可能性)

当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更起因して、会員又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) 第3条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第4条の申込方法
- (3) 顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約（ビューカード個人会員用）

(前略)

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 可能額は、当該指定クレジットカード利用 可能枠による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。 なお、EX-IC 運送契約の変更を行

あり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(中略)

第 23 条 (会員証の紛失、盗難および不正使用)

1. 会員が会員証を紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。

(以下略)

【ビジネス会員様】

JR 東海エクスプレスサービス会員規約

(前略)

(第 5 条 : 会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

(中略)

3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(中略)

第 23 条 (会員証の紛失、盗難および不正使用)

1. 会員が会員証を紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

(以下略)

【ビジネス会員様】

JR 東海エクスプレスサービス会員規約

(前略)

(第 5 条 : 会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

(中略)

3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

(以下略)

エクスプレス予約サービス（ビジネス）に関する特約

(前略)

(第6条：回答方法、決済)

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は会員がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとする。

(中略)

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとする。

(第5条の2：会員の問い合わせ窓口)

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

(以下略)

エクスプレス予約サービス（ビジネス）に関する特約

(前略)

(第6条：回答方法、決済)

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は会員がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとする。

(中略)

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードにより決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

(中略)

(第8条：受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、第7条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。

(1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行う。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行わない。

者のカード利用可能枠による制限を受けるものとする。

4. 乗車券類の変更、払戻等（第9条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

(中略)

(第8条：受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、第7条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手

(中略)

(第 10 条：変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
 - (1) 第 4 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
 - (2) 第 5 条の申込方法
 - (3) 第 2 条第 7 項及び第 6 条第 4 項の顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約 (ビジネス)

(前略)

第 8 条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード (ビジネス) によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 限度額は、カード会員規約に定める利用 限度額による制限を受けます。

料金を差し引いた額の払戻を行うものとする。

(中略)

(第 10 条：変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
 - (1) 第 4 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
 - (2) 第 5 条の申込方法
 - (3) 顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約 (ビジネス)

(前略)

第 8 条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード (ビジネス) によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 可能額は、カード会員規約に定める利用 可能枠による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）により精算することとします。ただし、会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【JR東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員様】

エクスプレス予約コーポレートサービス特約

(前略)

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する甲からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は契約法人がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、契約法人がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行います。

(中略)

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【JR東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員様】

エクスプレス予約コーポレートサービス特約

(前略)

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する甲からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は契約法人がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、契約法人がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行います。

(中略)

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カー

手続が行われるものとします。

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、甲が別に定める所要回答時間を経過した後においても甲からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

ド使用者のカードにより決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けるものとします。

4. 削除

5. 乗車券類の変更、払戻等（第10条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

（第6条の2：カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、甲が別に定める所要回答時間を経過した後においても甲からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

(中略)

第9条 (受取)

1. カード使用者は、甲が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、甲が別に定める方法により、第8条第1項により甲が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
 - (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行います。
 - (2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行いません。

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約 (コーポレート)

(前略)

第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

第9条 (受取)

1. カード使用者は、甲が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、甲が別に定める方法により、第8条第1項により甲が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
 - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
 - (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約 (コーポレート)

(前略)

第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 限度額 は、EXカードコーポレート規約に定める利用 限度額 による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）により精算することとします。ただし、契約法人もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【提携コーポレート会員様】

JCBビジネスカード

エクスプレス予約サービス（JCB ビジネス）に関する特約

三井住友エクスプレスコーポレートカード

エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約

UCエクスプレスコーポレート

エクスプレス予約サービス（UC コーポレート）に関する特約

MUFGカードエクスプレスコーポレート

エクスプレス予約サービス（MUFG カードコーポレート）に関する特約

TS CUBIC エクスプレスコーポレート

エクスプレス予約サービス（TS CUBIC コーポレート）に関する特約

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 可能額 は、EXカードコーポレート規約に定める利用 可能枠 による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）利用限度枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【提携コーポレート会員様】

JCBビジネスカード

エクスプレス予約サービス（JCB ビジネス）に関する特約

三井住友エクスプレスコーポレートカード

エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約

UCエクスプレスコーポレート

エクスプレス予約サービス（UC コーポレート）に関する特約

MUFGカードエクスプレスコーポレート

エクスプレス予約サービス（MUFG カードコーポレート）に関する特約

TS CUBIC エクスプレスコーポレート

エクスプレス予約サービス（TS CUBIC コーポレート）に関する特約

アメリカン・エクスプレス・JR東海エクスプレス・コーポレートカード
エクスプレス予約サービス（アメリカン・エクスプレス・コーポレート）
に関する特約

（前略）

（第6条：回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行う。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行う。

（中略）

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続きが行われるものとする。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

アメリカン・エクスプレス・JR東海エクスプレス・コーポレートカード
エクスプレス予約サービス（アメリカン・エクスプレス・コーポレート）
に関する特約

（前略）

（第6条：回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行う。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行う。

（中略）

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードにより決済手続きが行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けるものとする。
4. 削除
5. 乗車券類の変更、払戻等（第9条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

<p>(中略)</p>	<p><u>(第6条の2：カード使用者の問い合わせ窓口)</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示する。</u><u>2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録するが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱う。</u><u>3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断した行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。</u><u>4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。</u> <p>(中略)</p>
<p>(第8条：受取)</p> <ol style="list-style-type: none">1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第7条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。 <p>(中略)</p> <ol style="list-style-type: none">4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。<ol style="list-style-type: none">(1) <u>当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日に</u>カード使用者から請求があったものとみなして払戻を行う。	<p>(第8条：受取)</p> <ol style="list-style-type: none">1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第7条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。 <p>(中略)</p> <ol style="list-style-type: none">4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。<ol style="list-style-type: none">(1) <u>特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に</u>カード使用者から払戻請求があったものとみなして、<u>別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の</u>払戻を行うものとする。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行わない。

(中略)

(第10条：変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができる。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わない。

- (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第5条の申込方法
- (3) 第2条第7項及び第6条第4項の顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約（提携コーポレート会員）

(中略)

第8条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）（※4）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 限度額は、指定クレジ

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。

(中略)

(第10条：変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができる。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わない。

- (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第5条の申込方法
- (3) 顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約（提携コーポレート会員）

(中略)

第8条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）（※4）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 可能額は、指定クレジ

ットカード発行会社（※5）が定める利用可能枠（※6）による制限を受
けます。

（中略）

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）により精算することとします。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

（以下略）

DCエクスプレスコーポレートカード

- エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約
（個別払い方式）
エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約
（一括払い方式）

（前略）

（第6条：回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレス

ットカード発行会社（※5）が定める利用可能枠（※6）による制限を受
けます。

（中略）

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、JR 東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

（以下略）

DCエクスプレスコーポレートカード

- エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約
（個別払い方式）
エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約
（一括払い方式）

（前略）

（第6条：回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレス

に対する eメールの送信により行います。

(中略)

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済
手続が行われるものとします。

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回
答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カ
スタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものと
します。

に対する eメールの送信により行います。

(中略)

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードにより決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けるものとします。

4. 削除

5. 乗車券類の変更、払戻等（第9条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。

(第6条の2：カード使用者の問い合わせ窓口)

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示します。

2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録しますが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。

3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

(中略)

(第8条：受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、第7条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

- (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行います。
- (2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行いません。

(中略)

(第10条：変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。また、この変更起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

(中略)

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

(第8条：受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、第7条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

- (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。
- (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(中略)

(第10条：変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができる。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わない。

- (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第5条の申込方法
- (3) 第2条第7項及び第6条第4項の顧客センターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約 (提携コーポレート会員)

(中略)

第8条 (申込及び決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード (提携コーポレート) (※4) によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 限度額は、指定クレジットカード発行会社 (※5) が定める利用可能枠 (※6) による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード (提携コーポレート) により精算することとします。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

- (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第5条の申込方法
- (3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約 (提携コーポレート会員)

(中略)

第8条 (申込及び決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード (提携コーポレート) (※4) によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 可能額は、指定クレジットカード発行会社 (※5) が定める利用可能枠 (※6) による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード (提携コーポレート) により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、JR 東海エクスプレス・カード (提携コーポレート) 利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不

能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【E予約専用会員様】

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

(中略)

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者若しくは管理責任者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者又は管理責任者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとする。

(中略)

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下「カード番号利用枠」という。）による制限を受けるものとする。

4. 削除

(以下略)

【E予約専用会員様】

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

(中略)

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者若しくは管理責任者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者又は管理責任者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとする。

(中略)

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとする。

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、JR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うもの

とする。

5. 乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

(第6条の2：カード使用者の問い合わせ窓口)

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示する。

2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録するが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱う。

3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断した行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

(中略)

(中略)

第9条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。

(中略)

第9条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。

(1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行う。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については、一切払戻を行わない。

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）

(前略)

第 8 条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第 3 条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 限度額は、カード会員規約に定める利用可能枠による制限を受けます。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から 払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）

(前略)

第 8 条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

(中略)

4. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第 3 条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる 可能額は、カード会員規約に定める カード番号利用可能枠 (以下、「カード番号利用可能枠」という。)による制限を受けます。

(中略)

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【E予約専用W会員様】

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

(前略)

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者若しくは管理責任者がお客様情報として登録した電子メールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者又は管理責任者がお客様情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行うものとする。

(中略)

4. カード使用者が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前のEX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスによりEX-IC 運送契約を変更できる可能額は、カード番号の利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

(以下略)

【E予約専用W会員様】

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

(前略)

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者若しくは管理責任者がお客様情報として登録した電子メールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者又は管理責任者がお客様情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行うものとする。

(中略)

4. カード使用者が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決

済手続が行われるものとする。

5. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、「エクスプレス予約サポートダイヤル」(以下「EXサポートダイヤル」という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

(中略)

第9条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口 (以下「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。

(中略)

カード使用者のカード番号により決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠 (以下「カード番号利用枠」という。) による制限を受けるものとする。

5. 削除

6. 乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

第6条の2 (カード使用者の問い合わせ窓口)

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 西日本「エクスプレス予約サポートダイヤル」(以下「EXサポートダイヤル」という。)にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示する。
2. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、EXサポートダイヤルまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

(中略)

第9条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口 (以下「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。

(1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行う。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については、一切払戻を行わない。

(以下略)

EX-IC サービス（E予約専用W）規約

(前略)

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとする。

(中略)

6. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとする。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる限度額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用可能枠」という。）による制限を受ける。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。

(以下略)

EX-IC サービス（E予約専用W）規約

(前略)

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとする。

(中略)

6. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとする。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用可能枠」という。）による制限を受ける。

(中略)

10. 前項により、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとする。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがある。

(以下略)

(中略)

10. 前項により、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとする。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、カード番号の利用可能枠による制限を受けます。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがある。

(以下略)